

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関する運用基準 Q&A

令和8年6月24日現在

NO	質 問	回 答
1	ナフサを由来とする建設資材とは？	塗料、硬質ポリ塩化ビニル管などが該当する。 証明書等においてナフサ由来であることを示すことができる場合は、主原料がナフサ以外の資材でも対象とする。
2	既契約工事のうち、運用基準の施行日(令和8年6月24日)以前に施工したものは対象にならないのか？	施行日以前に施工したものは設計変更の対象外とする。
3	受注者から提出される別途調達経費に係る証明書類について、価格の妥当性の確認は行わなくて良いか？	価格の妥当性の確認は求めないものとする。
4	ナフサ由来の梱包材の値上がりにより建設資材の価格に影響したものは設計変更の対象となるか？	梱包材がナフサ由来の物でなくてはならない理由はないため、設計変更の対象外とする。
5	諸雑費率や共通仮設費率に含まれるナフサ由来の建設資材も設計変更の対象となるか？	対象の設計数量が確定できないものは設計変更の対象外とする。
6	別途調達経費を設計変更で対応する時に、請負率は考慮するのか。	設計変更で対応するため、請負率を考慮する。
7	換算値などを用いた調達数量とは、具体的にどのように算出するのか。	塗料を例にすると以下のとおり算出する。 【下塗り】 施工面積:100m ² 使用量:0.50kg/m ² 塗装方法:はけ、ローラー 塗料の使用量:100m ² ×0.50kg/m ² =50kg 実際の算出時は受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。